羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)



令和2年9月号 vol.71

セミの鳴き声もいつの間にやら聞こえなくなり、そろそろ秋の気配が待ち遠しい時期。例年であれば、事務所が繁忙期に入る前のこの9月~10月は、遠くに住む友達を巡る旅に出るのですが、今年はやはり断念しました。

本当は、約15年ぶりに、金融機関勤務時代の最後の勤務地"新潟"を訪れ、懐かしい千曲川の畔を走り、へぎそば、地酒を楽しみにしていたのですが。

Go to キャンペーンを利用して、近場の温泉旅行にも出かけてみようと思っています。



"走る税理士"が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

新型コロナウィルス感染拡大の収束が見えないまま、そろそろ今年も終盤にと入ってきました。 様々な給付金が出ていますが、来年年明け早々には、固定資産税の減免措置の受付けが始まります。

"減免を受けるためには令和3年1月31日までに一定の手続きが必要になります"

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が一定割合減少している事業者の方への支援措置として、令和3年分の固定資産税に限り、「固定 資産税の減免特例」が創設されています。

更化]

- ・令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3ヵ月間の売上高が前年同期比50%減少(全額免除)、30%以上50%未満減少(半額免除)。 〔対象〕
- ・固定資産税の課税対象(土地、家屋、償却資産)のうち、事業用家屋と償却資産が対象。
- ・不動産業者の棚卸資産とされる販売用建物等は対象外。

本特例を受けるためには、認定経営革新等支援機関等(税理士や会計士など)に、売上高減少などの確認を受けた上で、令和3年1月31日までに各市町村に申告する必要があります。対象になりそうな事業者の方は年内には必ずチェックをされておいて下さい。

「今月の本の紹介」

「コロナショック・サバイバル 日本経済復興計画」

(冨山 和彦 著 ・ 文藝春秋)

今回のコロナ危機は、身近な事業者の方をもろに直撃し、これまで経験した経済危機とは全く性質の違うものでした。

まずは、今のビジネスが破壊してしまわないように、この修羅場を戦い抜くという段階かとは思います。

一方で、この危機のあとの未来への想像力を働かせることが、今こ そ大事なんだと考えさせられました。これまでの日本ビジネスの脆さ に気付き、これからを生き抜くヒントになる一冊でした。

「気まぐれ簡単レシピ」

<かんたんポテトグラタン>

- ・じゃがいも 4個→1cmにカットし水にさらす
- ・牛乳 300cc、塩 小 1/2、ナツメケ 適量 ニンニク 1かけ→縦半分カット
- ・ピザ用チース゛100g
- ①鍋に牛乳と水気を切ったジャガイモ、ニンニク、塩、ナツメグを中火にかける。
- ②沸騰寸前で弱火にし、とろみがつくまで時々混ぜながら15分程煮る。味をみて塩を加える。
- ③耐熱皿によそり、チーズをかけトースターで焼き色がつくまで加熱。 【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL

hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所